

会員各位

平成31年度以降の事業の為、
現在鎌倉市で調整中です。

平成31年2月13日

鎌倉市医師会 会長 井上 俊夫
鎌倉市医師会副会長
・公衆衛生担当理事 湯浅 章平

風しんの追加的対策について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

風しんの追加的対策について

国が実施する風しんの追加的対策の概要につきましては、平成31年1月15日に開催した会長協議会においてご説明申し上げます。

当該対策の実施にあたり、本年2月1日付けで予防接種法政省令の一部が改正されるとともに、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）長あて、定期接種実施要領の一部を改正する旨通知がなされ、本会に対しても周知協力方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

今般の改正は、風しんの追加的対策の対象者である「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性（風しんの抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体価があることが判明し、予防接種を行う必要がないと認められたものを除く）」について、風しんの定期の予防接種（第5期）の対象者として追加した等であります。

また、本改正に伴い、各自治体向けに風しんの抗体検査及び定期の予防接種の実施に向けた手引き（第1版）が示されておりますので、併せて情報提供させていただきます。

本手引きは、現時点で本会を含む関係団体と調整中の内容が多く含まれており、今後、さらに変更が加えられる予定であることを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する情報提供につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

手引き（暫定版）ご希望の方は鎌倉市医師会へご連絡ください。